



SESERAGI—MISHIMA ROTARY CLUB WEEKLY REPORT

クラブ
週報

2012～2013年度 RI会長 田中 作次
RIテーマ Peace Through Service 奉仕を通じて平和を

クラブテーマ「チ・カ・ラを出そう」会長 太田政人

副会長 山本良一 幹事 石井司人

第1124回例会 2013.2.8(金)晴

司会:久保栄子君 指揮:石井和郎君
ロータリーソング「我等の生業」

事務所 三島市中央町4-9 小野住環中央町ビル2F
TEL.055-976-6351 FAX.055-976-6352

<http://www.seseragi-mishima-rc.gr.jp>

せせらぎ三島ロータリークラブ

検索

例会場 ブケ東海三島

TEL.055-984-0120
毎週金曜日 第1・第3 夜間例会

会長挨拶

会長 太田政人君

皆さまこんにちは、本日は第2
分区稲葉良弥ガバナー補佐を
お迎えしての例会です、後ほど
ガバナー補佐にお話を載きます。

2620地区高野ガバナーより
2013-2014年度ガバナーノミニー



ー決定の書簡が郵送されてまいりましたのでお知らせいた
します。地区大会決議12号に則り、2013年2月4日の指名
委員会によって2013-2014年度当地区ガバナーノミニー
として、甲府RC会員野口英一氏を指名することに決定し
ました、2015-2016年度のガバナー候補として指名された
こととなります、野口氏は1962年10月14日生れ現在は山
梨日日新聞社・山梨放送グループ代表、ロータリー歴は
1995-1996年甲府RC入会2011-2012年甲府RC会長
2012-2013年第2620地区の地区幹事を務めています。

ロータリージャパンのホームページを引用しますと『ガバ
ナーに就任するまで』として『ガバナーとは、所管地区のク
ラブによって指名(ノミネート)され、国際ロータリー(RI)の
国際大会にて選挙(エレクト)される、RIの管理役員です。
ガバナーとなる人が、地区で、指名されたときの名称は「ガ
バナーノミニー」です。ガバナーノミニーは、就任する前々
年度の国際大会で選挙され、「ガバナーエレクト」となります。
そして、国際協議会で研修を経た後、自分が国際協議会
に参加した年の7月1日に、ガバナーとして就任します。そ
の時から1年ガバナーの任にとどまります。任期を修了する
と「パストガバナー」と呼ばれるようになります』『ガバナーに
なるための資格』として『ガバナーになるためには、1つまた
はいくつかのクラブで通算7年以上会員であり、クラブ会長
を全期務めた経験が必要とされるなど、その資格には細
かい条件があります。ほかにも、例えば職業分類の正当性
が疑問の余地なきものであること、その任務に耐え得る能
力があるということ、また健康であるということも、重要です』
ガバナーを目指す方は参考にしてください。

次に、せせらぎ三島RC20周年記念事業で三島駅北口
に植樹した樹木が枯れてしまい三島市の要請でやむなく
撤去いたしました。代替りの樹木を市にお願いしました。来
年度には植樹してくれるそうです。地区補助金24万円が漸
く振り込まれました、以上ご報告いたします。

ようこそせせらぎ三島
ロータリークラブへ

稲葉良弥静岡第2分区ガバナー補佐
(三島RC)

大庭治美ガバナー補佐事務局(三島RC)
千葉慎二君(三島西RC)



出 | 席 | 報 | 告 |

	出席総数	出席率	メイクアップ	修正出席率
前々回	24/32	75.00%	29/32	90.63%
今回	29/33	87.88%	会員総数	34名

欠席者 あなたが見えなくて残念でした。
小島君、土屋君、山本(良)君、渡邊君

今日の料理



ガバナー補佐訪問

静岡第2分区ガバナー補佐
稲葉 良弥君(三島RC)

前期を終えての感謝と後期へのお願い

ガバナー補佐の稲葉です。皆様方の御協力のお陰で、去年はガバナー公式訪問及び地区大会を無事終えることが出来、感謝しております。後期の最大の行事は2月16日のIMとなります。是非多くの方々の御出席を頂き、盛大に行いたいと思っておりますので、これも御協力お願い致します。

さて、高野孫左エ門ガバナーの地区運営指針「クラブは自ら活性化し、お互いのつながりを実感しながら、ロータリーを進展させよう」ですが、これについて私なりの解釈を見て見ました。まずこの文章の前半の部分「クラブは自ら活性化し」について話します。

どんなクラブでも、人員構成は①パスト会長等の元老グループ②現会長・幹事及び会長・幹事候補生達の中堅グループ③入会后5年以下の若手グループ、この3つに分けられると思われま

す。①の元老グループはその経験と知識と思いやりで、後輩を温かく指導し、②の中堅グループは先輩の指導を受けながら、現在を活力あるクラブに導き、③の若手(壮年)グループは新鮮なアイデアと創造力で、将来の明るいクラブを予感させる様な活力を出す。この三者が上手く循環しながら素晴らしいクラブを造り上げ、そしてクラブの伝統と歴史を築いて行く。これがガバナーの言う「クラブは自ら活性化」の意味だと思

う。又、文章後半の部分「お互いのつながりを実感しながらロータリーを進展させよう」について話します。

地区大会又はIMのような、クラブは1つではなく、静岡第2分区で、又は2620地区で、お互いに連携していると実感させるような機会を多く持っているし、ロータリー世界大会の様に、全世界と結びついていると思われる機会もある。

ガバナー方針をこの様に解釈致しますと、ロータリーはまだまだ伸びる、ロータリーは永遠に不滅です、と感じさせてくれます。

この様な気持ちで後期も乗り切って行こうと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

スマイルボックス

中村 徹君:2月4日より旧病院を解体しています。岡さんに大変お世話になってます。また今日は誕生祝いありがとうございます。19日で70歳、古希になります。あと何年元気で例会に出席できるかわかりませんが、皆様にはこれからもよろしく願いいたします。

杉山 隆君:卓話させていただきます。皆様の貴重な時間をいただきそまつな卓話ですが、大きな心で御理解ください。

岡 良森君:毎日夜勤で横浜通い。170人位の作業員、協力同業者17社で突貫工事やっています。本日は朝帰りが昼帰りになったので、出席できました。

田中錦城君:前回の例会ではみなさんアイパッドの講習いかがでしたか?当の本人欠席ですみませんでした。

杉山順一君:お店、家を新規移転させて頂きました。嫁さん、子供には「お風呂で足が延ばせる」「旅行に来たみたい」と少し、嫁さん、息子孝行が出来ました。本当に皆様に支えられここまで来れました。ここから新規スタートとして頑張ります。先輩方々引き続きご指導、ご鞭撻よろしく願います。ありがとうございました。

矢岸貞夫君:所用で早退します。

米山晴敏君:なんとなく、スマイル。

おめでとう

会員誕生日	2月19日	中村 徹君
入会記念日	2月14日	服部光弥君
	2月21日	米山晴敏君



最近マスコミで取り出されている問題に体罰問題がある。大阪の桜の宮高校バスケット部員の体罰によるとみられる自殺問題をかきわきりに、日本女子柔道強化選手による監督への訴えなど心暗くなる様なニュースが耳に入ってくる。とにかくマスコミは、このような事件・事故を大袈裟に取り扱うふしがある。社会的にも大騒ぎをする一方で時間を経て台風が過ぎたかのようにその話題から遠ざかるが、今回のこの様な事件はもっとも奥深いところに根っこはあると思う。

私は子供の頃から、体育会系(この言葉で表すのが良いのか不安)で育ち、指導者・先輩・後輩の関わりが濃い環境状態の中で辛い事・苦しい事・悔しい事を乗り越えて大人になってきた気がします。その中には、指導者や先輩たちから(愛のムチ!?だったんだろうと思込んでいる)指導され、学校生活の中でも小・中学校などは、先生に小突かれながら勉強してきました。今世間を騒がせている“体罰”だと考えたこともありませんでした。そこには、先生や指導者達の心のフォローがあったから心に傷として残っていないのだらうと思います。“暴力”との関係性から“体罰”が正しいと言い切っているのではなく、体で教える教育をまったく悪い事と法的に決めつけて良いのだらうか?と考えています。

今回のバスケット部の監督も一部の保護者・OBからは絶大な信頼を寄せられているところもあるらしい。厳しさだけでなく、細かい所まで面倒をみていた事も事実らしい。“体罰”と考えると、“セクハラ”や“いじめ”と一緒に受けた本人の心ひとつでとらえ方が違う。体罰をうけた為に、もっと悪い方へ行かずにすんだ方向性を再発見できたと感じる人には、もししたら「ありがとう」なのかもしれない。

私は今回の様な事件をただの流行のニュースで終わらせてはいけないと思う。もっとも奥の深い問題で、家族・社会・学校の中でいろいろな火種があることに目を向け、これからの苦しい世代が立派な人間になれる環境を作っていく必要がある。正確に見えてこない問題だけに先は長く難しい事ですが、大人の我々がもう一度自分の足跡を振り返り経験を生かした問題解決法を手助けにならなければと感じます。

《 参考データ 》

① 体罰とは、懲戒としている、殴る・蹴る・直立不動の姿勢をとらせるなどの肉体的苦痛を懲戒として与えることをいいます。トイレに行かせないといった行為も肉体的苦痛を伴うので、体罰にあたると考えられます。

学校教育法11条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生・生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めており、体罰は禁止されています。体罰に当たるかどうかの判断について、文部科学省は、「当該児童生徒の年齢・健康・心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を

総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」、「有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく」などしていますが、いずれにしても、肉体的苦痛を伴うようなものであれば体罰に当たる点に注意する必要があります。

② 文部科学省によると、全国の小中高校と特別支援学校で、体罰を理由に処分された教職員数は02年度以降の10年間、年400人前後で推移。

11年度は404人(うち126人が当事者として懲戒処分)で、内訳は<1>中学校180人(4.6%)、<2>高校139人(34.4%)、<3>小学校81人(20%)、<4>特別支援学校4人(1%)。このうち110人が部活動に絡むものだった。

③ 口で叱る方法以外の指導をしてはいけないわけではありません。

次のようなものは、体罰ではありません。

- ・放課後等に教室に残置させる。(ただし、用便のためにも室外に出ることを許さない、又は、食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
- ・授業中、教室に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

また、生徒からの暴力や、生徒間の暴力行為を止めるために、やむなく体を押さえつけたりすることも、体罰ではありません。さらに、激しい授業妨害をする子どもを、やむなく必要な時間だけ教室外に出すことは、体罰でも懲戒でもありません。

